

福島医発第770号(地)
平成21年7月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

さて、平成20年4月より診療内容をより分かりやすく情報提供することを目的として、診療科名の見直しが行われましたが、平成20年4月以前から標榜している診療科名については、混乱を避けるために引き続き標榜することを可能とする経過措置が施された一方、多くの医療機関が利用しているタウンページ広告においては、「更新のための契約」であっても、平成20年4月以降の契約については、新たな診療科名で行わなければならないと示されたことから、医療現場に大変な混乱が生じております。

そのため、本会より日本医師会に対して、診療科名の見直しについての要望書を提出したところ、日本医師会担当理事より厚生労働省医政局総務課長に対して別紙のとおり『紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のみを目的とした契約」については、「広告の変更」に該当しないとし、従前からの診療科名を広告することができると解釈してよい』につき見解を求めた結果、従前からの診療科名を広告することができるとの回答がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会ホームページに掲載の「診療科名・医療機関名に関するQ & A」(<http://www.med.or.jp/doctor/iryohou/hyoubou-ga.html>)のQ4(広告の更新契約)については、厚生労働省による疑義解釈を踏まえて、説明が一部改められておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(地 I 82)

平成 21 年 7 月 13 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 20 年 4 月に施行されました広告可能な診療科名の見直しにつきましては、紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のみを目的とした契約」に対する経過措置の適用に関し、地域医療の現場において少なからず混乱や不満が生じ、本会に対しても数多くの問い合わせ等をいただいているところであります。

そのため、小職より厚生労働省医政局総務課長に対し、別紙の通り、『更新のみを目的とした契約』については『広告の変更』に該当しないとし従前からの診療科名を広告することができると解釈してよいか」につき見解を問うたところ、その通りとの回答を得ました。

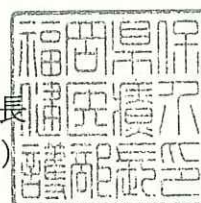
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご丁知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

21医指第934号
平成21年7月8日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会会長
社団法人福岡県私設病院協会会長
社団法人福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医療指導係)



広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省医政局総務課より、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。





事務連絡
平成21年7月6日

各都道府県医政主管部局医療広告担当課 御中

厚生労働省医政局総務課

広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて

標記について、別添のとおり回答を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、管下保健所設置市、特別区、関係団体等への周知をお願いします。

〈連絡先〉

厚生労働省医政局総務課 田中

TEL 03-5253-1111 (内 2518)

FAX 03-3501-2048

e-mail tanaka-ryouci@mhlw.go.jp



(地 I 77)

平成 21 年 7 月 1 日

厚生労働省医政局総務課長

深 田 修 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて（照会）

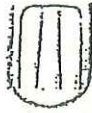
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療機関が広告可能な診療科名については、貴省より、「広告可能な診療科名の改正について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知）において診療科名の見直しに関する留意事項が示されているところです。

特に、平成 20 年 4 月 1 日前から広告している診療科名については、経過措置として、広告の変更を行わない限り、同日以後も広告することが認められています。広告の変更については、「看板の書き換え」がその一例として示されており、また、平成 20 年 4 月 1 日以後に新たに広告に関する契約を締結する場合についても、広告の変更に該当すると解釈されています。

しかし、内容を変更することなく紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のための契約」については、新たに広告に関する契約の締結として広告の変更に該当するのかが不明確な取扱いとなっています。そのため、地域医療の現場において少なからず混乱や不満が生じ、本会に対しても数多くの問い合わせや苦情等をいただいているところです。

つきましては、紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のみを目的とした契約」については、「広告の変更」に該当しないと、従前からの診療科名を広告することができると解釈してよいか、貴職の見解を伺います。



医政総発 0702 第 1 号

平成 21 年 7 月 2 日

社団法人日本医師会

常任理事 内田 健夫 殿

厚生労働省医政局総務課長



広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて（回答）

平成 21 年 7 月 1 日付けで照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に診療科名変更の届出が行われたものについては、この限りではない。

[日医ホーム>ドクターのみなさんへ>診療科名の標榜方法の見直し>](#)

[>>サイトマップ](#)

診療科名・医療機関名に関するQ&A

平成20年4月1日の医療機関の標榜診療科名の見直しに関して、地域において多少の混乱が生じている旨聞き及んでおります。

そのため、日本医師会では、疑問・誤解が生じている事項についてQ&Aを作成いたしました。今後も、必要に応じて適宜追加等を行っていく予定です。

ご参考にしていただければ幸いです。

なお、このQ&Aについては、厚生労働省担当課も承知しているものです。

※Q4(広告の更新契約)については、[厚生労働省による疑義解釈](#)を踏まえ、説明を一部改めています。

診療科名・医療機関名に関するQ&A

Q1	診療科名は2つしか標榜できなくなるのか。
A1	いいえ。 従来通り、自由標榜制は堅持されています。広告する診療科名の数に制限はありません。 厚労省通知では、広告の表示について、医師一人につき「主たる診療科名」を原則2つ以内とし、「主たる診療科名」を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが「望ましい」とされているものです。なお、罰則はありません。
Q2	新たに広告することができなくなった診療科名を、現在届け出ている場合、直ちに新しい診療科名への変更届を出さなければならないのか。
A2	いいえ。 経過措置がありますので、看板を換える場合や新たに広告するまで、変更届を提出する必要はありません。
Q3	医療機関がホームページの更新を行った場合、「看板の書き換えや新たに広告する場合」に該当するのか。
A3	いいえ。 インターネット上のホームページは、患者等が病院等の情報を得ようと自らアクセスするものであり、現在のところ、情報提供や広報として扱われ、原則広告とは見なされないとされています。したがって、ホームページの更新を行ったからといって、新たな診療科名に変更するための行政手続をしなければならないということはありません。
Q4 <i>New</i>	以前から、駅や電柱の看板、タウンページなどに広告を載せており、「更新契約」をしているが、その場合も(1)新しい診療科名にしなければならないのか。 それに伴って、(2)変更届を提出しなければならないのか。 (3)看板や他の広告、診察券なども変更しなければならないのか。

A4 New	(1) 内容を変更することなく、タウンページ等の紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のみを目的とした契約」については、「広告の変更」に該当しません。従前からの診療科名を広告することができます。 (参考: 厚生労働省による疑義解釈) (2) (1)に該当する場合は、変更届出の提出は不要です。 (3) (1)に該当する場合は変更は不要です。また「広告の変更」を行う場合であっても、看板や他の広告は、それぞれ新たに換えるまでそのまま構いません。同じ医療機関の広告であっても、過渡的に旧診療科名と新診療科名が混在することはあります。診察券は広告には該当しませんので修正する必要はありませんが、今あるものが無くなった場合には、新しい診療科名に統一していただいた方がよいと思われます。
Q5	診療時間の変更など、看板の一部分を修正する場合も、新たな診療科名に変更しなければならないのか。
A5	いいえ。 看板の部分修正であれば、新たな診療科名に変更しなくても構いません。医療機関の判断により、機会を捉えて、新しい診療科名に変更することが望ましいと思われます。
Q6	新たにパンフレットや病院誌などを発行する場合も、新たな診療科名に変更しなければならないのか。
A6	来院患者を対象として院内に置くものであれば広告には当たりませんので、これらを新規に発行したからといって、新たな診療科名に変更しなければならないということはありません。 来院患者だけでなく、ダイレクトメール等で不特定多数に配るものであれば広告に該当するため、新たな診療科名に変更するための行政手続が必要です。
Q7	医療機関名に、新たに広告することができなくなった診療科名を含む場合(例えば「A胃腸科医院」)、今後新たに広告する場合は、医療機関名まで変更しなければならないのか。
A7	いいえ。 医療機関名を変更する必要はありません。診療科名のみ新制度に対応すれば問題ありません。 新たに開業する場合や、既存の医療機関でも名称変更する場合は、旧診療科名を医療機関名に含めることはできないものと思われます。なお、治療方法、部位、診療対象者など法令及びガイドライン等で広告可能とされたものについては、医療機関名としても使用可能です。
Q8	診療科名を変更する場合、医療法上届出が必要とのことだが、具体的にどのようなすればよいのか。
A8	医療法上、都道府県知事※ 宛に医療法第七条及び第八条に基づく開設許可等の事項の変更の届出が必要です。この他にも、医療機能情報提供制度にかかる変更の報告等が必要です。 ※診療所の場合、保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長
Q9	新たに広告を出す場合、新たな診療科名にしなければならないが、変更届は広告契約時にすぐに出さなければならないのか。

A9	いいえ。 医療法施行令第四条では、10日以内に都道府県知事※に届け出なければならないとされていますが、広告に伴う診療科名の変更であれば、遅くとも広告掲載日から10日以内までの間に届け出ればよいものと考えます。 ※診療所の場合、保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長
Q10	インターネットの「iタウンページ」は、新診療科名での検索となっているが、 (1)新たに広告することができなくなった診療科名をそのまま標榜している医療機関は、変更届を出すことなく、最も近いと思われる診療科名で登録せざるを得ないが、それでよいか。 (2)また届出をして新たな診療科名にした医療機関についても、届出上と同じ診療科名の選択肢がない場合には、最も近いと思われる診療科名で登録することでよいか。
A10	(1)はい。 「iタウンページ」は、インターネット上の検索システムですので広告には該当しません※。またシステム上、新診療科名での登録となっていて、例えば「肛門科」の選択肢がないのであれば、「肛門内科」や「肛門外科」、「肛門内科・外科」として登録することは差し支えありません(「肛門科」はあくまでも例示であり、新たに広告することができなくなった診療科名すべてについて同様の解釈です)。 ※一般のタウンページ(電話帳)も電話番号の検索ですので、広告には該当しません。Q4でいうタウンページの広告とは、電話番号の一覧とは別に載せている広告のことです。 (2)はい。 診療科名の組み合わせ数は膨大ですので、選択肢の中に合致する診療科名がない場合には、最も近いと思われる診療科名で登録して差し支えありません。例えば、「糖尿病・代謝内科」を届け出ている場合は、「糖尿病内科」で登録することなどが考えられます。 なお、ここでは「iタウンページ」を挙げていますが、他の類似の検索システムについても同様の解釈です。

関係法令、通知など

医療法		e-Gov 法令データ提供システム
今回の改正政令(PDF)		203k
今回の改正政令新旧対照表(PDF)		108k
今回の改正省令(PDF)		193k
今回の改正省令新旧対照表(PDF)		156k
厚生労働省通知「広告可能な診療科名の改正について」(PDF)		141k

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)		411k
診療科名の標榜方法が変わりました(その2) ただし、経過措置があります		日医HP
診療科名・医療機関名に関するQ&A		日医HP
広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて(PDF) (日本医師会からの疑義照会に対する厚生労働省の回答)		

※ PDFファイルの閲覧には、[AdobeAcrobatReader](#)が必要です。



お問合せ先: [日本医師会地域医療第1課](#)

誠に恐れ入りますが、万が一電子メールでの返信ができなかった場合に備え、お問い合わせの際は
お名前やご連絡先を明記していただきますようお願いいたします。
いただいた個人情報は、お問い合わせへの返信以外には使用いたしません。

日本医師会ホームページ<http://www.med.or.jp/>
Copyright (C) Japan Medical Association. All rights reserved.



voD-9 野や一子合 △マスベ			主筆国
503k			(709) 会正の回
108k			(709) 会正の回
103k			(709) 会正の回
103k			(709) 会正の回
111k			(709) 会正の回

福県医発第87号（地）
平成21年4月9日

日本医師会
会長 唐 澤 祥 人 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武

診療科名の見直しについて（要望）

仲春の候、貴職には益々ご清祥のことと拝察申し上げます。

さて、昨年4月より、診療内容をより分かりやすく情報提供することを目的として、診療科名の見直しが行われましたが、従来標榜可能であった「循環器科」や「胃腸科」といった長年にわたって使われ、広く患者さんにも親しまれて来た診療科名が表記出来なくなるなど、様々な弊害も生じております。

特に、平成20年4月以前から標榜している診療科名については、混乱を避けるために引き続き標榜することを可能とする経過措置が施された一方、多くの医療機関が利用しているタウンページ広告においては、例え「更新のための契約」であっても、平成20年4月以降の契約については、新たな診療科名で行わなければならないと示されたことから、意図せぬ診療科名の変更並びに変更のための行政手続きを強いられるなど、医療現場に大変な混乱と不満がくすぶっております。

つきましては、今次の法改正の趣旨を十分に理解しつつも、自らの意志を持って診療科名を変更する以外の場合においては、引き続き従来からの診療科名を標榜し、広告掲載も可能とするなど経過措置の見直しについて特段のご配意を賜ります様お願い申し上げます。